

つくばみらい 相談事例

自転車事故の賠償に備える保険

★ニュースで子どもが起こした自転車事故の裁判で、親が高額な損害賠償請求をされたと聞きました。春から子どもが自転車通学なので不安です。どうすればよいでしょうか。

自転車は**道路交通法上の「軽車両」**であり、ルール違反は車と同様に罰せられます。他人にケガを負わせるなどして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときは、被害者に賠償しなくてはなりません。自転車運転者が**未成年**であった場合には、その**保護者の責任**が問われ、**損害賠償請求**を受けることがあります。

万が一、自転車事故の加害者となってしまった場合に備え、「**個人賠償責任保険**」に入っていると安心です。加入には、家族が契約している**自動車保険、火災保険**などに「**特約**」として付加する方法があります。加入前に保険の賠償金額や内容を確認して、自分に合ったものを選びましょう。

「個人賠償責任保険」以外にも、一部のコンビニエンスストアなどで申し込める「**自転車保険**」で備える方法もあります。また、所定の点検整備済みの自転車に貼られる「**TS マーク**」にも「**賠償責任保険**」が付いています。保険の有効期間は**点検整備の日から1年**なので、定期点検整備をして「**TS マーク**」の更新を忘れないようにしてください。